

辰田 淳の 下請法セミナー

平成 24 年 5 月 28 日 (月) 13:00 ~ 17:00

下請法（下請代金支払遅延等防止法）とは、親事業者が、下請事業者に対する優越的地位を濫用して、業務を委託する際に下請事業者の利益を不当に害する行為を規制した法律です。昨今の景気停滞を踏まえ、当局はこのような下請いじめを厳しく取り締まることを明らかにしており、下請法をしっかりと理解し適正に業務運営していくことが、企業にとっての重要な経営課題となっています。本講座では、下請法を一から習得できるよう、わかりやすく解説いたします。

◆主催 きっかわ法律事務所

◆講師 弁護士 たつた あつし 辰田 淳

◆会場 大阪アクアホール
大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 3階

◆費用 無料

◆人数 100名



参加申込書

お申込みは下記をご記入の上、**FAX 03-3580-6766** へご送信下さい。
(※送付状等はつけずにそのままお送り下さい。)

貴社名		電話番号	
フリガナ		所在地	
参加者御芳名		E-mail	_____
所属部署・役職		(※セミナー連絡のため必須)	@ _____

お問合せ きっかわ法律事務所 東京事務所（担当：東江、脇坂）

TEL 03-3580-6767 E-MAIL dokkin@kikkawalaw.com